

## 別紙 1

### フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋(PWN) 団規約

平成23年3月28日制定  
平成25年2月23日改正  
平成27年4月12日改正  
平成27年7月12日改正  
平成30年12月24日改正  
令和3年3月27日改正  
令和4年3月19日改正  
令和5年7月30日改正  
令和5年3月2日改正

#### (名称)

第1条 本団体は「フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋」と称する。

2 本団体の外国語標記は「Philharmoniker Wien Nagoya」とし、略号を PWN とする。

#### (目的)

第2条 本団体は、ウィーン音楽の響きや音楽性を理想とした社会人オーケストラとしての演奏活動を通じて、団員（団規約第4条第1項の「団員」をいう。以下同じ。）相互の親睦と演奏技術の向上を図り、以って名古屋市・愛知県を中心とする中京地区音楽文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

2 本団体は、ウィーン音楽の普及を目指し、ウィーンを中心とした西欧音楽文化芸術との十分な連携を目指すものとする。

3 本団体は、前2項に掲げる目的を達成するに当り、音楽の持つ普遍的・社会的な意義を認識し、積極的に社会貢献に努めるものとする。

#### (活動)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる方針により演奏活動を行う。

- ① 団員は、団の健全な運営に参画し、ウィーン音楽の響き、音楽性を理想とした演奏に努めること
- ② 団員は、音量だけに拘らず、和声の響き、音楽的な推進力を表現するよう努めること
- ③ 管楽器奏者はウィーン式楽器を使用し、その楽器特有の響きを作ることに

努めること

- ④ 技術的、音楽的向上を計るため、原則として中京地区において演奏会を夏と冬の年2回開催し、継続した活動を行うこと
- ⑤ 前号に掲げた演奏会の他、可能な範囲でウィーンを中心とした地域において海外特別演奏会の機会を設けること

(団員等の定義)

第4条 この規約において団員とは、第3項に規定する演奏会参加費を支払うことにより、本団体の活動目的に賛同し、意欲と熱意を持って本団体の企画する演奏会に参加する者をいう。

2 預託金とは、今後の演奏会に参加するため、生じる参加費の一部又は全部を団に予め預託している金額をいう。また預託金支払済団員とは、ある時点において演奏会参加費に充当すべき参加費の一部又は全部を、事前に本団体の会計口座に支払っている者をいう。

3 演奏会参加費は、本団体の企画する演奏会に団員が参加するための必要な費用をいう。

4 賛助出演者とは、演奏会の実現に向けて本団体から有償又は無償にて、演奏の支援を依頼した者をいう。

#### 第4条の2 削除

(演奏会参加の承認)

第5条 本団体の企画する演奏会に参加を希望し、第4条第1項に規定される団員となることを希望する者は、演奏会の都度、その旨を文書、電子メール又は口頭で役員に表明した後、第12条第2項に掲げる役員会運営委員会の承認を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項後段に規定される預託金支払済団員は、次の演奏会に参加する権利を有する。また、預託金支払済でない団員は、本団体の企画する演奏会の都度、前項の規定を適用する。

#### 第6条 削除

(役員)

第7条 本団体は、次の各号の役員をおく。

- ① 代表
- ② 副代表

- ③ インспекター
- ④ 総務
- ⑤ 会計
- ⑥ コンサートマスター
- ⑦ セクションリーダー
- ⑧ パートリーダー
- ⑨ 弦楽器技術委員
- ⑩ ライブラリアン
- ⑪ 広報
- ⑫ 無任所役員

2 前項各号の役員を補佐する目的で、必要に応じて第12条第2項に規定される役員会により役員を補助員を設けることができる。

3 第1項の役員は預託金支払済団員から、前項の役員を補助員は団員からそれぞれ選出する。

#### (役員任期)

第8条 前条の役員及び第16条に規定する会計監査員の任期は、第11条第1項の規定による総会(以下、「総会」という。)の次回開催日までとする。ただし再任を妨げない。

#### (役員選任)

第9条 本団体の役員は、総会において選任する。

2 役員は、公正な手続きにより予め役員会で候補者を選定し、総会に一括して提案するものとする。

#### (役員職務)

第10条 代表は、本団体の代表者として団の運営を統括する。副代表は代表を補佐する。

2 インспекターは、団内外の連絡調整を担当する。

3 総務は、団の総括的事務の管理の他、団員名簿と団ホームページを担当する。

4 会計は、本団体の会計を担当する。

5 コンサートマスターは、演奏全般を統率し、演奏技術の向上に努める。

6 セクションリーダーは、高弦楽器、低弦楽器、管楽器のセクション毎に置き、それぞれの統率及びセクション間の連絡調整を行う。

7 パートリーダーは、パート内の統率、パート内団員の演奏会参加費の入金

の促進及びパート間の連絡調整を行うとともに、必要に応じ賛助出演者の招聘を行う。

8 弦楽器技術委員は、弦楽器の第1ヴァイオリン、第2ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ及びコントラバスのパート毎に一名配置し、各パートにおける運弓順の決定等、演奏法に関する技術的な調整・指導を行う。但し第1ヴァイオリンに関しては、第5項に掲げる当該演奏会のコンサートマスターが従事するものとする。

9 ライブラリアンは、演奏用楽譜の手配、使用した楽譜の管理を行う。

10 広報は、団の広報活動に従事する。

11 無任所役員は、機動的に他の役員の職務を支援する。

#### (総会)

第11条 総会は、当該総会の直前の演奏会に参加した団員及び直後の預託金支払済団員(以上、「総会対象者」という。)により実施するものとし、本団体の最高決議機関とする。

2 総会は、原則として主催する演奏会終了後遅滞なく開催し、開催日の一週間前までに総会対象者に代表が告知する。ただし、演奏会に参加した団員の半数以上の要請により臨時に総会を開催することができる。

3 総会の議長は、総会対象者の互選により、総会対象者が務めるものとする。

4 総会は総会対象者のうち、当日出席した者により成立し、出席者の過半数により議決する。但し次項による委任を受けた出席者は、委任された人数分の議決権を有するものとする。

5 総会議案は、総会開催1週間前までに、インターネット上で総会対象者に公表する。また、総会対象者が総会を欠席する場合は、総会日までに書面を提出することにより、総会に出席する総会対象者に、議案に対する議決権を委任することができる。

6 総会は、規約第9条に規定する役員を選任する他、次の各号に掲げる事項を決定する。

- ① 活動計画及び予算
- ② 活動報告及び決算
- ③ 規約の改正
- ④ その他、団の運営に関わること

#### (役員会)

第12条 本団体は、役員会として全体委員会、運営委員会と技術委員会を設置する。全体委員会は運営委員会と技術委員会の合同開催とする。

2 運営委員会は、第7条第1項に規定する役員のうち、パートリーダー及び弦楽器技術委員を除く役員及び当該役員が必要に応じて指名した同第2項に規定する役員補助員で構成し、本団体の運営全般についての次の各号の方針を決定する。

- ① 演奏会の運営及び練習の手配に関する事
- ② 演奏会場及び練習会場に関する事
- ③ 指揮者や独奏者との出演交渉に関する事
- ④ 会計処理に関する事
- ⑤ 総会の開催に関する事
- ⑥ 第7条第2項に定める役員補助員の選任に関する事
- ⑦ 団員の処遇に関する事
- ⑧ 第4条第2項の預託金の管理に関する事
- ⑨ その他必要事項

3 技術委員会は、第7条第1項に規定する役員のうち、会計、ライブラリアン及び広報を除く役員及び当該役員が必要に応じて指名した同第2項に規定する役員補助員で構成し、本団体の演奏面全般についての次の各号の方針を決定する。

- ① 指揮者やトレーナーに関する事
- ② 演奏曲目の選定に関する事
- ③ 練習計画の立案
- ④ 管楽器ローテーションの協議及び承認
- ⑤ 第10条第5項のコンサートマスターの演奏会毎又は演奏曲目毎の選任
- ⑥ 第4条第4号の賛助出演者に関する事
- ⑦ その他必要事項

4 全体委員会、運営委員会又は技術委員会は、それぞれ代表、総務又はコンサートマスターが招集し、議長を務める。

5 それぞれの役員会は、会議開催の24時間以上前に、それぞれの役員に対して、前項の議長が開催を通知するものとする。

(会計期間)

第13条 本団体の会計期間は第3条第4号に規定する演奏会毎とし、その始期は直前の演奏会の属する翌月1日、終期は当該演奏会の属する月の末日とする。

(定期演奏会の会計)

第14条 第3条第4号に規定する演奏会の費用は、第4条第3項に定める演奏会参加費、補助金、広告収入及びその他収入をもって充てる。

2 演奏会参加費の金額及び入金期間（入金開始日及び入金終了日）は総会で定めるものとする。参加費の入金促進を図る目的で、入金終了日までに入金した団員に対して、参加費を減額する措置を設けることができる。

3 預託金支払済団員の演奏会参加費は、入金期間内に預託金から演奏会参加費へ振り替えることにより充当する。

4 演奏会参加費の入金義務は、次の各号のいずれか遅い時点で生じるものとする。

① その演奏会に関する予算が総会で承認された時

② その演奏会への参加を表明した時

5 原則として、一度徴収した演奏会参加費は返還しない。

6 団員のうち、学生（高等学校の生徒及び大学・大学院の学生）、上記学校卒業後1年以内の新社会人及び同一生計による家族の代表者に対して、当事者の申請により参加費の一部を予算により助成することができる。具体的な助成額は団員総会において、予算の承認により決定する。

（その他の演奏会の会計）

第15条 第3条第4号に規定する演奏会以外の演奏会は、別途、独立した会計として取り扱う。

（会計監査）

第16条 本団体に会計監査員一名をおく。監査員は会計監査を実施するとともに、総会において監査報告を行う。

2 前項の会計監査員は、総会で選任する。

付則

この規約は、平成23年3月28日から施行する。

この規約は、平成25年2月23日から施行する。

この規約は、平成27年4月12日から施行する。

この規約は、平成27年7月12日から施行する。

この規約は、平成30年12月24日から施行する。

この規約は、令和3年3月27日から施行する。

この規約は、令和4年3月19日から施行する。

この規約は、令和5年7月30日から施行する。

この規約は、令和6年3月2日から施行する。